

平成19年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成19年3月23日 午前10時02分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
助 役	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	畑 岡 洋 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 法 男 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	澤 畠 守 夫 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	塩 田 満 夫 君
福 祉 事 務 所 長	保 坂 悦 男 君
行 政 改 革 推 進 室 長	仲 村 洋 君
笠 間 支 所 長	寺 崎 滋 君
岩 間 支 所 長	成 田 均 君
消 防 長	青 木 昭 一 君
会 計 課 長	郡 司 弘 君
監 査 委 員 事 務 局 長	西 連 寺 洋 人 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	飛 田 信 一
係 長	山 田 正 巳

議 事 日 程 第 6 号

平 成 1 9 年 3 月 2 3 日 ( 金 曜 日 )

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 委 員 会 の 閉 会 中 の 継 続 審 査 に つ い て

- 日程第3 議案第8号 笠間市行政組織条例及び笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 笠間市副市長の定数を定める条例
- 議案第13号 笠間市職員定数条例等の一部を改正する条例
- 議案第14号 笠間市と城里町の消防事務委託の廃止について
- 議案第15号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第17号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例
- 議案第18号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第19号 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例
- 議案第20号 笠間市岩間総合運動公園の設置及び管理に関する条例
- 議案第21号 笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例
- 議案第22号 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例
- 日程第6 議案第29号 字の区域の変更について
- 日程第7 議案第30号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第8 議案第31号 茨城県市町村総合事務組合理約の変更について
- 議案第32号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- 日程第9 議案第33号 笠間地方広域事務組合理約の変更について
- 議案第34号 笠間・水戸環境組合理約の変更について
- 議案第35号 茨城地方広域環境事務組合理約の変更について
- 議案第36号 筑北環境衛生組合理約の変更について
- 議案第37号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 日程第10 議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算
- 議案第50号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第51号 平成19年度笠間市老人保健特別会計予算
- 議案第52号 平成19年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第53号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第54号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第55号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第56号 平成19年度笠間市立病院事業会計予算

- 議案第57号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計予算
- 議案第58号 平成19年度笠間市友部水道事業会計予算
- 議案第59号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計予算
- 議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 日程第11 議案第61号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第62号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第63号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第64号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第65号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第12 議案第66号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第13 委員会提出議案第2号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第3 議案第8号 笠間市行政組織条例及び笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例
  - 議案第9号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第10号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第11号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第12号 笠間市副市長の定数を定める条例
  - 議案第13号 笠間市職員定数条例等の一部を改正する条例
  - 議案第14号 笠間市と城里町の消防事務委託の廃止について
  - 議案第15号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第17号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例
  - 議案第18号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第19号 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例
  - 議案第20号 笠間市岩間総合運動公園の設置及び管理に関する条例
  - 議案第21号 笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例
  - 議案第22号 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例
- 日程第6 議案第29号 字の区域の変更について

- 日程第7 議案第30号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第8 議案第31号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について  
議案第32号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- 日程第9 議案第33号 笠間地方広域事務組合規約の変更について  
議案第34号 笠間・水戸環境組合規約の変更について  
議案第35号 茨城地方広域環境事務組合規約の変更について  
議案第36号 筑北環境衛生組合規約の変更について  
議案第37号 水戸地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第10 議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算  
議案第50号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計予算  
議案第51号 平成19年度笠間市老人保健特別会計予算  
議案第52号 平成19年度笠間市介護保険特別会計予算  
議案第53号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計予算  
議案第54号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計予算  
議案第55号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第56号 平成19年度笠間市立病院事業会計予算  
議案第57号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計予算  
議案第58号 平成19年度笠間市友部水道事業会計予算  
議案第59号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計予算  
議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 日程第11 議案第61号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
議案第62号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
議案第63号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
議案第64号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
議案第65号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第12 議案第66号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第13 委員会提出議案第2号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例

---

午前10時02分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第 121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

---

#### 議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（石崎勝三君） 日程第 1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4 番野口 圓君、6 番鈴木裕士君を指名いたします。

---

#### 委員会の閉会中の継続審査について

議長（石崎勝三君） 日程第 2、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務委員会の委員長から、現在当委員会で審査中の陳情第19 - 1号入札制度に関する陳情書は、会議規則第 104条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

議案第 8号 笠間市行政組織条例及び笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例

議案第 9号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 10号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議案第 11号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第 1 2 号 笠間市副市長の定数を定める条例  
議案第 1 3 号 笠間市職員定数条例等の一部を改正する条例  
議案第 1 4 号 笠間市と城里町の消防事務委託の廃止について  
議案第 1 5 号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 1 6 号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第 3、今期市議会定例会において総務委員会に付託になりました議案第 8 号 笠間市行政組織条例及び笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例から議案第 16 号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例までの 9 議案を一括議題といたします。

総務委員会委員長から審査の経過と結果についてご報告を願います。

委員長海老澤 勝君。

〔総務委員長 海老澤 勝君登壇〕

総務委員長（海老澤 勝君） 今期市議会定例会において総務委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第 39 条第 1 項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、3 月 12 日午前 10 時から第 1 委員会室において開催し、委員全員出席、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

審査は、議案第 8 号 笠間市行政組織条例及び笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例、議案第 9 号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 10 号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例、議案第 11 号 笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 12 号 笠間市副市長の定数を定める条例、議案第 13 号 笠間市職員定数条例等の一部を改正する条例、議案第 14 号 笠間市と城里町の消防事務委託の廃止について、議案第 15 号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例、議案第 16 号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例の議案 9 件であり、各議案については、それぞれ執行部より説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議長あてに提出しました委員会審査報告書のとおり、議案第 8 号ないし議案第 16 号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

各議員におかれましては、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

議長（石崎勝三君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、議案第8号 笠間市行政組織条例及び笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 笠間市副市長の定数を定める条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 笠間市職員定数条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 笠間市と城里町の消防事務委託の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議案第17号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例

議案第18号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第4、今期市議会定例会において土木建設委員会に付託になりました議案第17号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例及び議案第18号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

土木建設委員会委員長から審査の経過と結果についてご報告願います。  
委員長常井好美君。

〔土木建設委員長 常井好美君登壇〕

土木建設委員長（常井好美君） ただいまご紹介いただきました常井でございます。

今期市議会定例会において土木建設委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、3月12日午前10時から第4委員会室において開催し、委員全員出席、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

審査は、議案第17号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例、議案第18号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例の2議案であり、執行部より説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議長あてに提出いたしました委員会審査報告書のとおり、議案第17号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例及び議案第18号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、各議員におかれましては、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

議長（石崎勝三君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、議案第17号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、資料配付のため暫時休憩をいたします。

午前 10 時 19 分休憩

午前 10 時 20 分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 19 号 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例

議案第 20 号 笠間市岩間総合運動公園の設置及び管理に関する条例

議案第 21 号 笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例

議案第 22 号 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例

議長（石崎勝三君） 日程第 5、今期市議会定例会において文教厚生委員会に付託になりました議案第 19 号 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例から議案第 22 号 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例の 4 議案を一括議題といたします。

文教厚生委員会委員長から審査の経過と結果についてご報告願います。

委員長海老澤勝男君。

〔文教厚生委員長 海老澤勝男君登壇〕

文教厚生委員長（海老澤勝男君） 命によりまして、文教厚生委員会の報告をいたします。

今期市議会定例会において文教厚生委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第 39 条第 1 項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、3 月 13 日午後 1 時 30 分から第 2 委員会室において開催し、委員全員出席、執行部より関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

審査は、議案第 19 号 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例、議案第 20 号 笠間市岩間総合運動公園設置及び管理に関する条例、議案第 21 号 笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例、議案第 22 号 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例の 4 件であります。

各議案については、それぞれの執行部により説明を受け、各委員から質疑があり、執行部から答弁がありました。

審査の結果、議長あてに提出いたしました委員会審査報告書のとおり、議案第 19 号ないし議案第 22 号については、全会一致により議案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

各議員におかれましては、よろしく審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

以上です。

議長（石崎勝三君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、議案第19号 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 笠間市岩間総合運動公園の設置及び管理に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議案第29号 字の区域の変更について

議長（石崎勝三君） 日程第6、今期市議会定例会において産業経済委員会に付託にな

りました議案第29号 字の区域の変更についてを議題といたします。

産業経済委員会委員長から審査の経過と結果についてご報告願います。

委員長上野 登君。

〔産業経済委員長 上野 登君登壇〕

産業経済委員長（上野 登君） 今期市議会定例会において産業経済委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、3月13日午後1時から第1委員会室において開催し、委員全員出席、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

審査は、議案第29号 字の区域の変更についての1議案であり、執行部より説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議長あてに提出いたしました委員会審査報告書のとおり、議案第29号 字の区域の変更については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

各議員におかれましては、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

議長（石崎勝三君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議案第30号 市道路線の廃止及び認定について

議長（石崎勝三君） 日程第7、今期市議会定例会において土木建設委員会に付託になりました議案第30号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

土木建設委員会委員長から審査の経過と結果についてご報告を願います。

委員長常井好美君。

〔土木建設委員長 常井好美君登壇〕

土木建設委員長（常井好美君） 今期市議会定例会において土木建設委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、3月12日午前10時から第4委員会室において開催し、委員全員出席、執行部より関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

審査は、議案第30号 市道路線の廃止及び認定についての議案1件であり、執行部より説明を受け、各委員から質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議長あてに提出いたしました委員会審査報告書のとおり、議案第30号 市道路線の廃止及び認定については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

各議員におかれましては、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議案第31号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第32号 茨城租税債権管理機構規約の変更について

議長（石崎勝三君） 日程第8、今期市議会定例会において総務委員会に付託になりました議案第31号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について及び議案第32号 茨城租税債権管理機構規約の変更についてを一括議題といたします。

総務委員会委員長から審査の経過と結果についてご報告願います。

委員長海老澤 勝君。

〔総務委員長 海老澤 勝君登壇〕

総務委員長（海老澤 勝君） 今期市議会定例会において総務委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げ

げます。

当委員会は、3月12日午前10時から第1委員会室において開催し、委員全員出席、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

審査は、議案第31号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第32号 茨城租税債権管理機構規約の変更についての2議案であり、執行部より説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議長あてに提出いたしました委員会審査報告書のとおり、議案第31号及び議案第32号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

各議員におかれましては、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、議案第31号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 茨城租税債権管理機構規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議案第33号 笠間地方広域事務組合規約の変更について

議案第34号 笠間・水戸環境組合規約の変更について

議案第35号 茨城地方広域環境事務組合規約の変更について

議案第36号 筑北環境衛生組合規約の変更について

議案第37号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

議長（石崎勝三君） 日程第9、今期市議会定例会において文教厚生委員会に付託になりました議案第33号 笠間地方広域事務組合理約の変更についてから議案第37号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の変更についてまでの5議案を一括議題といたします。

文教厚生委員会委員長から審査の経過と結果についてご報告を願います。

委員長海老澤勝男君。

〔文教厚生委員長 海老澤勝男君登壇〕

文教厚生委員長（海老澤勝男君） 文教厚生委員会の報告をいたします。

今期市議会定例会において文教厚生委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、3月13日午後1時30分から第2委員会室において開催し、委員全員出席、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

審査は、議案第33号 笠間地方広域事務組合理約の変更について、議案第34号 笠間・水戸環境組合理約の変更について、議案第35号 茨城地方広域環境事務組合理約の変更について、議案第36号 筑北環境衛生組合理約の変更について、議案第37号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の変更についての5議案であります。

各議案については、それぞれ執行部より説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がありました。

審査の結果、議長あてに提出いたしました委員会審査報告書のとおり、議案第33号ないし議案第37号については、全会一致によりまして、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

各議員におかれましては、よろしく審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、議案第33号 笠間地方広域事務組合理約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可



決されました。

次に、議案第34号 笠間・水戸環境組合規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 茨城地方広域環境事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 筑北環境衛生組合規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 水戸地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算

議案第50号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第51号 平成19年度笠間市老人保健特別会計予算

議案第52号 平成19年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第53号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第54号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計予算

議案第55号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第56号 平成19年度笠間市立病院事業会計予算

議案第57号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計予算  
議案第58号 平成19年度笠間市友部水道事業会計予算  
議案第59号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計予算  
議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算

議長（石崎勝三君） 日程第10、今期市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算から議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算の12議案を一括議題といたします。

予算特別委員会委員長から審査の経過と結果についてご報告願います。

委員長常井好美君。

〔予算特別委員長 常井好美君登壇〕

予算特別委員長（常井好美君） 今期市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、3月14、15、16日の3日間にわたり、午前10時から議員全員協議会室において開催し、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

審査は、議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算、議案第50号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計予算、議案第51号 平成19年度笠間市老人保健特別会計予算、議案第52号 平成19年度笠間市介護保険特別会計予算、議案第53号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計予算、議案第54号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計予算、議案第55号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算、議案第56号 平成19年度笠間市立病院事業会計予算、議案第57号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計予算、議案第58号 平成19年度笠間市友部水道事業会計予算、議案第59号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計予算、議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算についての議案12件であり、それぞれ課ごとに説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がされました。

審査の過程において各委員から出されました主な質疑につきましては、別紙配付させていただきました質疑一覧のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

各議案の採決の結果、議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算、議案第50号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計予算、議案第52号 平成19年度笠間市介護保険特別会計予算、議案第54号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第51号 平成19年度笠間市老人保健特別会計予算、議案第53号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計予算、議案第55号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算、議案第56号 平成19年度笠間市立病院事業会計予算、議案第57号 平成19

年度笠間市笠間水道事業会計予算、議案第58号 平成19年度笠間市友部水道事業会計予算、議案第59号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計予算、議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

各議員におかれましては、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順に発言を許可いたします。

7番鈴木貞夫君。

〔7番 鈴木貞夫君登壇〕

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算に、反対の討論を行います。

予算案の歳入に市税が9億6,600万円、前年度比11.6%増となっています。三位一体の改革により税源移譲によるものとされます。しかし、住民税の一律10%、さらには定率減税、高齢者控除等の廃止による所得の低い人、高齢者への増税がもたらしたものであって、喜べる内容ではありません。この増税は、国保、介護保険への増税にも及び、今でさえ市民税、国保税等に多額な滞納があり、さらに増加し、市の財政を圧迫することが明らかです。

また、市債について、今年度は前年度比16.6%となる35億1,500万円、公債費は25億2,615万円です。一般会計の市債は、既に550億円という残高になっております。合併特例債を予定どおり使用していくと、負債は増加していきます。合併特例債は市債です。その67%を地方交付税として国が負担するとしています。しかし、今後、地方交付税そのものが減少していく傾向にあり、その中に合併特例債の返済が含まれてくれば、市財政の硬直を招き、次世代への負担となり、認めるわけにはいきません。

次に、補助金について、162件、8億9,000万円が計上されています。団体名のみで、その事業、決算等がわかりません。今までの事業等を明らかにする必要があります。

既にその事業を国が廃止した同和関係の団体があります。人権は市民全体の問題であり、一部団体の固定した補助は問題です。

福田地区の公共処分場対策協議会50万円、福田地区でどのような活動をしているのか。処分場建設への対策なら、既に処分場の建設が終わっています。処分場の対策なら、市の監視委員会が活動しています。補助金は不要です。

また、遺族連合会特別補助金 133万 9,000円、靖国神社参拝への補助と聞きます。政教分離に反します。

補助金について審議会が検討中と聞いておりますが、今、中間報告がされています。一律10%カットでなく、不必要な団体には出すべきではありません。福祉、教育、地場産業等、地域活性化に力を入れる補助金とすべきではないでしょうか。

また、霞ヶ浦事業に 3,961万 2,000円が計上されています。事業が始まって既に30年、笠間地区においては、当初予定した地域は既に水の使用予定がなく、本戸地区が事業予定ですが、反対が強く、使用するのか定かではありません。農民に喜ばれない事業となってしまう現状では、いつまでこの補助金が続いていくのでしょうか、疑問です。

本予算は、市民の生活、環境を守るものとなっているか疑問です。よって、本予算案に反対するものです。

議員諸兄の賛同を賜りますようお願いいたしまして、私の討論といたしました。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

〔16番 横倉きん君登壇〕

16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。

議案第50号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計予算について、反対討論を行います。

国保は、自営業、農林水産業、退職者、高齢者などの方々に構成され、経済的基盤の弱い人たちが多く、国保の財政基盤はもともと脆弱なものです。そのため、公的医療保険制度の中で、唯一社会保障制度として位置づけられています。

ところが、臨調行革のもと、市町村国保への国庫支出金が、1984年から2004年の20年間で49.8%から34.5%まで削減されました。このことは国保財政を直撃し、相次ぐ国保税の値上げで負担は重くなり、滞納者の増加という悪循環に陥っています。国民健康保険をめぐる情勢は一層悪化しております。

政府の構造改革により、失業やリストラ、非正規雇用労働者がふえ、国保に占める無職者の割合は、民意での調査では約半数になっています。年金、医療など社会保障の連続改悪、さらに老年者控除や定率減税の廃止、公的年金等控除の縮小など、国保税に連動し、収入が減っているにもかかわらず課税所得が上がり、国保税は高くなり、負担能力を超えています。

国保滞納世帯は、笠間市では、平成18年6月1日現在で18%、2,889世帯になっています。この4割が、短期保険証の発行になっております。医者にかかりづらくなっています。また、窓口10割払いの資格証明書を発行されている人たちは、一般の保険証が交付されている方に比べ、医療施設の利用率は100分の1まで低下していると言われております。

こうした制裁措置にもかかわらず、国保税の滞納世帯はふえ、収納率向上には余り役立っていません。社会保障及び国民保健の向上を目的とし、住民に医療を保障するための制

度である国保が、逆に社会的弱者を医療から排除しています。国保行政は自治事務であり、個別の対応は市の裁量にゆだねられています。

一般財源の繰り入れなど、国保税を引き下げる市独自の努力はどうしても必要です。申請減免についても、減免条例や規則を拡充し、生活実態に即した免除、軽減が図られるよう最大限の努力を行い、安心して暮らせる国保制度に改めることを求めるものです。

議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、討論を終わります。

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時10分から再開いたします。

午前 11 時 01 分休憩

---

午前 11 時 13 分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決に入ります。

初めに、議案第49号 平成19年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成19年度笠間市老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成19年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成19年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成19年度笠間市友部水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

- 
- 議案第61号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
  - 議案第62号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
  - 議案第63号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
  - 議案第64号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
  - 議案第65号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議長（石崎勝三君） 日程第11、議案第61号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてから議案第65号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてまでの5議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第61号から第65号で提出しております笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

この5件の議案は、笠間市政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、政治倫理確立のために設置する審査会の委員について、同条第3項の規定により、専門知識を有する委員として弁護士の後藤直樹氏、公認会計士の大林直樹氏の2名、また公募による委員として深澤東洋氏、桑名紘一氏、稲見則子氏の3名、合わせて5名の選任について議会の同意を

求めるものであります。

なお、この5名の方々については、お手元に配付しました経歴書のとおりであり、審査会の委員としてふさわしい方々であります。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてから議案第65号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてまでの5議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決に入ります。

初めに、議案第61号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。



次に、議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議案第66号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

議長（石崎勝三君） 日程第12、議案第66号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第66号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

識見を有する者から選任する監査委員については、昨年6月の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の実情に応じて、同法第195条第2項ただし書きにより条例でその数を増加することができることとなりましたが、笠間市においても、監査機能の充実を図る観点から、今般、税理士である海野隆夫氏にお願いいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

海野隆夫氏は、お手元に配付しました経歴書のとおり、関東信越税理士会理事も務める現役の税理士であり、監査委員としてふさわしい方であります。

どうぞよろしくお願いたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 委員会提出議案第2号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第13、委員会提出議案第2号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

議会運営委員長（市村博之君） 委員会提出議案第2号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

平成19年3月23日

笠間市議会 石崎勝三様

提出者 議会運営委員会 委員長 市村博之

提案理由であります。行政組織機構の見直しに伴い、笠間市議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じたため、本案を提出するものであります。

それでは、改正の内容につきましてご説明させていただきます。

まず、第2条第1号の総務委員会の所管事項に関する規定であります。これまで笠間及び岩間支所の地域総務課、税務課が所管でありましたが、今回の組織機構の見直しにより総務部の直轄となるため、コの各支所の地域総務課、税務課の所管に関する事項を削り、サのその他の委員会の所管に属さない事項をコに繰り上げるものであります。

次に、第2条第2号の文教厚生委員会の所管に関する規定であります。今回の組織機構の見直しにより、保健福祉部が福祉部に名称が変わり、そして新たに保健衛生部が設置されることと及び笠間、岩間支所の市民窓口課、生活課、福祉課がそれぞれ市民生活部、福祉部の直轄となるため、イの保健福祉部を福祉部に改め、ウに新たに保健衛生部の所管

に関する事項を加えることにより、教育委員会の所管に関する事項を工に改めるものであります。

次に、第2条第3号の改正であります。産業経済委員会の所管の中で、笠間支所及び岩間支所の産業振興課が産業経済部農政課の直轄の分室となるため、ウの各支所の産業振興課の所管に関する事項を削るものであります。

次に、第2条第4号の改正であります。土木建設委員会の所管の中で、笠間支所及び岩間支所の道路整備課が都市建設部の直轄となるため、ウの各支所の道路整備課の所管に関する事項を削るものであります。

附則であります。この規則は平成19年4月1日から施行するものであります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託がありませんので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

議長（石崎勝三君） これで本日の日程はすべて終了し、今期市議会定例会に提出された議案の審議も全部議了いたしました。

以上をもちまして、平成19年第1回笠間市議会定例会を閉会といたします。

長い期間大変ご苦労さまでございました。

午前11時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 野 口 圓

署 名 議 員 鈴 木 裕 士